

地下水の水質の浄化基準（令和6年4月1日現在）

番号	有害物質の種類	基準値
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.003 mg/L
2	シアン化合物	検出されないこと。
3	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
4	鉛及びその化合物	鉛として 0.01 mg/L
5	六価クロム化合物	六価クロムとして 0.02 mg/L
6	砒素及びその化合物	砒素として 0.01 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.0005 mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
9	トリクロロエチレン	0.01 mg/L
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L
11	ジクロロメタン	0.02 mg/L
12	四塩化炭素	0.002 mg/L
13	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L
14	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L
15	1,2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の合計量 0.04 mg/L
16	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L
19	チウラム	0.006 mg/L
20	シマジン	0.003 mg/L
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L
22	ベンゼン	0.01 mg/L
23	セレン及びその化合物	セレンとして 0.01 mg/L
24	ほう素及びその化合物	ほう素として 1 mg/L
25	ふっ素及びその化合物	ふっ素として 0.8 mg/L
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 mg/L
27	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L
28	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L

備考 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

（水質汚濁防止法施行規則別表第2による）